

会 議 録

会 議 名	令和6年度山陽小野田市障害福祉計画検討委員会
開 催 日 時	令和7年2月12日（水） 14:00～15:45
開 催 場 所	Aスクエア 会議室2（1階）
出 席 者	障害者就業・生活支援センター 網広 孝明 小野田ボランティア連絡協議会 小柳 朋治 一般公募 正司 一文 山陽小野田市社会福祉事業団 徳永 祥三 山陽ボランティア連絡協議会 伯野 寛 山陽小野田医師会 廣田 勝弘 宇部公共職業安定所 福本 晃也 山陽小野田市障害者協議会 宮川 力雄 山陽小野田市民生児童委員協議会 安田 克己 一般公募 山本 俊則 相談支援事業所のぞみ 吉見 兆生 こども発達支援センターとことこ 吉水 多加志 山陽小野田市社会福祉協議会 流田 幸彦 山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会 渡邊 結子 （委員17名中14名）
事務担当課 及び職員	福祉部長 吉岡 忠司 福祉部次長 尾山 貴子 福祉部次長 石田 恵子 障害福祉課長 杉山 洋子 障害福祉課課長補佐 松本 啓嗣 障害福祉課障害支援係 係長 岡手 優子 障害福祉課障害福祉係 係長 幸池 百子 障害福祉課障害支援係 主任技師 中村 早枝華

会 議 次 第	1. 福祉部長あいさつ 2. 委員・事務局紹介 3. 会長・副会長の選任、会長・副会長あいさつ 4. 議事 (1) 計画の位置付け等について (2) 障害者の現状について (3) 「第7期 山陽小野田市障害福祉計画」、「第3期 山陽小野田市障害児福祉計画」の進捗状況について (4) その他の事業の実施状況について (5) その他
	1. 福祉部長あいさつ 福祉部長があいさつを行った。 2. 委員・事務局紹介 ・事務局から委員3名が欠席することを報告した。 ・配付している名簿の順で各委員が自己紹介を行い、その後、事務担当課職員が自己紹介を行った。 3. 会長・副会長の選任、会長・副会長あいさつ ・会長、副会長の選任について、自薦、他薦はなし。事務局案として「会長に徳永委員、副会長に流田委員」を提案。全委員が賛同し、承認される。 ・会長・副会長があいさつを行った。 4. 議 事 (1) 計画の位置付け等について 事務局がきらきらプランを基に、説明を行った。【きらきらプラン P.3】 会長：事務局の説明を受けて何か質問はないか。 →なし (2) 障害者の現状について 事務局が資料に沿って説明を行った。【資料3、きらきらプラン P.6~14】

会長：事務局の説明を受けて何か質問はないか。

委員：資料3の身体障害者手帳所持者の年齢別所持者数について、65歳以上が全体の約80%を占めているのは、何か理由があるか。

事務局：おっしゃるとおり、65歳以上の方が大変多くなっている。障害種別の内訳にあるとおり、障害種別の肢体不自由の上肢と下肢が大変多くなっている。年齢を重ねた方がどうしても、足のほうに障害が出たり、脳疾患等によって、肢体が不自由になったりして、手帳を取られる場合が多い。そのため、年齢が上がるにつれて身体の手帳を取られる方が多くなっているという状況。

委員：長寿社会になると障がい者が増えてくるということか。

事務局：はい。ある意味、健康寿命をどこまで延ばせるかといったところが、こちらと関係してくることがあると思う。

委員：分かった。もう一つ、市と県で障がい者を何名雇用しているか。また、先天性か、それとも後天性になるのか。分かれば教えてほしい。

事務局：県については、資料をこちらで持ち合わせていない。市についても本日は人数が確認できていないが、山陽小野田市役所の雇用率は2.7%です。
また、先天性、後天性については雇用するに当たって特に分けていない。

委員：分かった。市の雇用人数については次回教えてほしい。

委員：資料3の5ページについて、障がい者の雇用の確保は大変重要な事項であると思っている。その中で、特に気になるのが国の雇用率で、確かに5年度、6年度とアップしているが、法からすると、まだ下回っていると思うが、何か特別な理由があるのか。もしあれば、教えていただきたい。

事務局：すみませんが、それについては資料を持ち合わせていない。

委員：分かった。また状況が分かるようであれば、教えてほしい。

事務局：承知した。

(3)「第7期 山陽小野田市障害福祉計画」、「第3期 山陽小野田市障害児福祉計画」の進捗状況について

事務局が資料に沿って説明を行った。【資料4、きらきらプラン P.39~71】

会長：事務局の説明を受けて何か質問はないか。

→なし

(4) その他の事業の実施状況について

事務局が資料に沿って説明を行った。【資料5】

会長：事務局の説明を受けて何か質問はないか。

委員：意思疎通支援者設置事業のところだが、ろう者の方が市役所に行ったときに、いつもサービス提供は可能なのか。

事務局：遠隔手話サービスは平日の9時から17時までとなっている。時間はこのサービスを契約している相手方の営業時間に合わせている。このサービスは、市民が窓口に来られたら、タブレットを用いて通訳者に連絡をする。すると、タブレットの画面に通訳者が出るので、画面を市民の方に見せて、対面で手話でのお話ができる。また、市職員に対しては音声により市民の方が言われていることを通訳してくれる。このように双方向のコミュニケーションをとることができる仕組みである。

委員：分かった。

委員：利用状況が分かれば教えてほしい。

事務局：今年度は2件、障害福祉課の窓口で利用があった。

委員：分かった。

事務局：意思疎通支援ということで、補足として、聴覚障害がある方が市役所の窓口以外で、例えば病院や携帯ショップでの手帳などをされる場合は、原則1週間前までに社会福祉協議会へお申込みいただくと、手話通訳者や要約筆記者を派遣することができる。しかし、緊急の場合については原則以外でも対応するというので、今取り決めをしているところ。

一方、市の窓口については、予約せずに直接来ていただいても、遠隔手話サービスによりコミュニケーションをとることができるようになっている。

(5) その他

事務局より精神保健福祉講座の開催について説明。

委員：聞いておきたいことがあるが、資料3の手帳所持者数のデータは、毎年新規に手帳を取得された方のデータか、それとも以前から持たれている方も含めたデータなのか。

事務局：新規も、以前からお持ちの方も含め、4月1日現在において、市内で手帳を持たれた方全員の人数である。さらに、亡くなられた方や県外、市外に引っ越された方の人数は減らしている。

委員：分かった。それから、様々な用語があるが、それについての説明があった方がよい。

事務局：計画の後ろに用語解説を掲載しているページがあるが、解説がどこにあるか分かりやすいように、次のときにはもう少し工夫をしていき

たい。

委員：いろいろなサービスがある中で、サービスの周知の方法はどうか。

事務局：基本的には手帳を持たれている方であれば、更新とか新規申請のときに、サービスの概要について窓口で説明している。ただ、新しいサービスが増えたりもするので、広報とか、ホームページとかあらゆる手段で周知を続けていく。

委員：もう一つ、各自治会にいる民生委員や福祉委員をもっと活用してみてはどうか。

事務局：サービスは変わったり、要件が具体的になってくるとなかなか難しいこともあったりする、そのため、民生委員や福祉委員の方に、基本的なことは知っていただいて、それ以上の詳しいことになれば、市の障害福祉課や相談支援事業所につなぐことができるということを周知するように考えていきたい。

委員：インターネットなどは、障害を持っている人は使えないこともあると思う。今言われたように、民生委員とか医師会とか、何か変わった話があれば障害福祉課に連絡があるように、連携をとって頂きたい。